

令和 7 年 7 月 4 日

保 護 者 様

大阪 市 教 育 委 員 会

学校園を通したチラシ等配付における取扱いの変更について

平素より、本市教育活動の推進にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、現在、学校園から子どもたちへの配付や欠席連絡等アプリによる配信を通して、様々な通知や案内を行っているところですが、その内容といたしましては、学校園からのお知らせ以外にも、団体等が実施するイベント等のチラシや情報紙等も多く含まれております。

これらイベント等のチラシや情報紙等については、学校園への配付依頼が昨今増加傾向にあり、教職員が子どもたちに配付する時間はもちろんのこと、学級ごとの仕分け作業や問合せ対応に時間をとられ、教職員の負担が増えているという現状があります。

また、学校園から保護者の皆様への重要なお知らせがチラシ等に紛れてしまうなどの不都合も生じております。

つきましては、学校園に配付依頼のあるチラシ等の取扱いについて、今後は次のとおり変更いたします。

保護者の皆様におかれましては、趣旨をご理解いただき、ご了承くださいますようお願いいたします。

【変更内容】

- ・団体等が実施するイベント案内のチラシや広報紙等については、学校園を通した配付や配信を原則行わず、**大阪市ホームページ内の「チラシ等掲載専用ページ」に掲載**します。
- ・必要な情報がありましたら各自でダウンロードしてください。
- ・**チラシ等掲載専用ページの開設は令和 7 年 7 月 14 日（月）から**ですが、実際に専用ページにチラシが掲載されるのは **7 月 22 日（火）以降**です。
- ・学校園ホームページからも閲覧できるよう「チラシ等掲載専用ページ」とリンクさせる予定です。
- ・令和 7 年度は取扱い変更の移行期間と定めていますので、対象のチラシでもこれまでどおり学校園から個別配付もしくは配信されるものがあります。（令和 8 年度より本格実施）
- ・子どもの安全・安心にかかるものや進路・進学にかかるもの、各種申請関係の書類など、大阪 市 教 育 委 員 会 事 務 局 及 び 学 校 園 に て 個 別 配 付 が 必 須 と 判 断 す る も の は、これまでどおり子どもを通じて配付します。